

介護認定審査会の所要日数についての取り組み

審査会にとって、概ね2週間で審査判定を実施することは非常に難しい課題ですが、現在の状況をご報告しながら本件に取り組んでいきますのでご協力をお願いします。

平成28年度は、審査会を232日開催し、5,643件の審査を行いました。

制度上の申請から認定までの期間

介護保険法の規定により要介護認定は申請日から30日以内に行わなければなりません。ただし、特別な理由がある場合は、市町が30日以内に認定までの見込期間と理由を通知し延期することができます。(法第27条第11項)

『これが実現できるよう審査会事務は、概ね2週間程度で審査できるよう努めます。』

事務のながれ

《申請から審査資料作成》

市町は申請があると「認定調査票」「主治医意見書」を作成・回収して内容を精査します。その書類に不備がなければ審査会事務局に審査依頼を行います。

《審査依頼受理から審査準備》

市町より審査依頼があると、審査会スケジュールを調整し、審査書類の内容確認を実施します。その後、審査書類は審査会の概ね1週間前に審査委員へ発送します。

《審査会当日》

1件の事例に対し5人の審査委員で審査判定を行っています。

審査判定では、事前に熟読してきた資料について議論を交わし介護度などを決定します。

審査判定結果は、審査会終了後速やかに市町へ通知します。

《審査会後》

審査会より通知を受けた市町は、その結果を被保険者(介護保険を利用する方)に通知します。

過去4月の統計

	29年8月 審査分	29年9月 審査分	29年10月 審査分	29年11月 審査分
審査件数(件)	386	407	377	362
申請から審査まで(日)	37	35	33	33
審査依頼から審査まで(日)		14	12	10

(ここ)が概ね2週間になるよう取り組みます

ここが審査会の業務です。